

健発0630第3号
令和5年6月30日

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省健康局長
(公印省略)

感染症外来協力医療機関の整備について

感染症のまん延防止対策として、感染症患者又は感染症の疑いのある者に対する初期診療については、感染予防体制の整った医療機関で行うことが望ましい。

また、初期診療段階における感染症患者と感染症以外の外来患者との接触を減らすなど、医療機関内での感染防止対策の強化を図り、感染症の感染拡大防止を目的として、平成16年3月29日付け健発第0329002号当職通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」を定めているところであるが、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更になったこと踏まえて、別紙新旧対照表のとおり一部を改正し、令和5年5月8日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管轄内の市町村、医療機関等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(別紙)	(別紙)
感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱	感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱
1 (略)	1 (略)
2 事業の実施主体 <p>本事業の実施主体は、都道府県、市町村（一部事務組合を含む。）のほか、医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条に基づく届出を行った診療所とする。</p>	2 事業の実施主体 <p>本事業の実施主体は、都道府県、市町村（一部事務組合を含む。）のほか、医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条に基づく届出を行った診療所（<u>新型コロナウイルス感染症対策のために行う事業</u>においては、「<u>新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について</u>」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来を含む。）とする。</p>
3～5 (略)	3～5 (略)

感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱

1 事業の目的

本事業は、近年の感染症を取り巻く状況の変化に伴い発生する新たな感染症などの発生に備え、感染拡大の防止及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療提供体制を確保し、感染症に迅速かつ適切に対応することを目的として、感染症の専門外来部門の整備を促進することを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村（一部事務組合を含む。）のほか、医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条に基づく届出を行った診療所とする。

3 施設要件等

（1）施設

- ア 感染症外来協力医療機関（専用の待合室を含む。以下「専用外来」という。）は、感染症専門の外来部門であり、一般の外来部門と別に設けられる診療部門として、一般患者等との接触を避けられるように配置すること。
- イ 専用外来の設置にあたり、感染症患者及び感染症を疑われる者（以下「患者等」という。）が、一般患者との接触が避けられるような動線を確保するとともに、必要な案内表示等を備え付けること。

（2）設備

- ア HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応も可能のこと）、HEPA フィルター付パーテーションを設置し、待合室や診察室等における感染防止措置及び医療従事者への感染防止のための個人防護具の設備整備

4 事業実施上の留意事項

- （1） 事業実施主体は、新型インフルエンザ等感染症患者の受入を積極的に行うこととし、新型インフルエンザ等患者が増加した際、例えば、電話相談への協力、診療時間の延長、夜間外来の輪番制への参画など、地域における外来診療体制の確保に努めること。
- （2） 専用の待合室においても感染防止のための対策として、必要に応じ患者等にマスク等を着用させるなど感染拡大の防止に努めること。
- （3） 専用外来における診察にあたっては、「エビデンスに基づいた感染防御」等の院内感染対策に関するガイドラインを参考に、医師、看護師等の感染防止対策を徹底し、院内感染防止に努めること。
- （4） 診察後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症であった場合は、同法に基づき必要な措置を講ずること。

5 その他

当該事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。